

日本酒コンテンツを活用した周遊・誘客促進キャンペーン業務 委託仕様書

本仕様書は、長岡市、(一社)長岡観光コンベンション協会、長岡商工会議所等で構成される「越後長岡」観光振興委員会(以下「委託者」という。)が日本酒コンテンツを活用した周遊・誘客促進キャンペーン業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1. 業務名

日本酒コンテンツを活用した周遊・誘客促進キャンペーン業務

2. 業務目的

長岡市には、酒蔵をはじめ、唎酒施設やイベントなど日本酒をテーマとした多様なコンテンツが存在している。

本業務は、これらの日本酒関連コンテンツを活用し、参加者の周遊状況や達成実績に応じてインセンティブを付与するゲーム性のあるキャンペーンを実施することにより、スポット間の相互送客、市外・県外からの誘客、観光消費の拡大及び再来訪の促進を図ることを目的とする。

また、単純なスタンプ収集型ではなく、参加者が継続的に楽しみながら参加できる企画とすることで、長岡の日本酒文化の魅力発信及び認知度向上を図るものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4. 委託金額の上限

2,650,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5. キャンペーンの概要

(1) 実施期間

令和8年9月19日(土)から3か月間程度を基本とする。

ただし、提案内容により令和8年9月19日より前からの開始や、令和9年1月又は2月まで期間を延長する提案も可とする。

(2) 周遊先

・ 長岡市内にある日本酒に関連する施設(酒蔵、唎酒施設、道の駅などの販売店など)や日本酒に関連したイベントの中から20~30か所程度を想定。

・ 周遊先候補の選定及び打診は、受託者が主として行うこと。

(3) 参加方法

・ スマートフォンを活用したデジタル方式を基本とする。

・ アプリのダウンロードを必要としない仕組みが望ましいが、提案を妨げるものではない。

(4) 賞品

- ・ 賞品の内容及び数量は、参加促進効果を十分に考慮するとともに、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令を遵守し、受託者が提案のうえ、委託者と協議して決定するものとする。
- ・ 賞品には、可能な範囲で、長岡市内の日本酒、特産品、飲食券、宿泊券やオリジナルノベルティなどを活用すること。
- ・ 参加見込者数に占める賞品当選者数の割合は 10～20%程度を目安とすること。
- ・ 賞品調達費、梱包費、発送費等は本業務委託料に含むものとする。

(5) ターゲット

主なターゲットは次のとおりとする。

- ・ 日本酒や酒蔵文化に関心のある市内外の方
- ・ 長岡市内の日本酒関連イベント等への参加を通じて、日本酒や長岡に興味を持った方
- ・ 市内の一部の日本酒関連スポットのみを利用した経験があり、新たなスポットの訪問を楽しみたい方
- ・ 周遊や他の参加者との競争・協力を楽しみたい方

(6) 目標値

本業務において委託者が想定する目標値は、次のとおりとする。

提案者は、これらの目標値を踏まえ、達成に向けた方策を提案すること。

- ・ 参加登録者数 1,000 人以上、
- ・ 延べスポット訪問数 5,000 件以上、
- ・ 市外参加者割合 30%以上

6. 業務内容

(1) キャンペーンの企画及び設計

受託者は本業務の目的を踏まえ、キャンペーン全体の企画及び設計を行うこと。

企画内容については、企画提案を基に委託者と協議のうえ決定する。

なお、次の事項を踏まえること。

- ① 「スタンプラリー」等のありきたりな名称は使用しないこと
- ② 参加者が継続的に楽しめるゲーム性（チーム戦、ランキング、ミッション達成、称号付与等）のある企画とすること。
- ③ 各参加者が、他の参加者の達成状況や順位を web 上でリアルタイム（日次、週次も可）で確認・比較でき、競争意識を喚起する仕組みを設けること。
- ④ 周遊は、酒蔵、唎酒施設、日本酒関連イベントその他の対象スポットへの訪問を基本とすること。また、周遊先が特定のスポットに偏らないよう、周遊難易度、アクセス性、希少性等に応じて付与ポイントに差を設けるなど、市内の日本酒関連コンテンツを幅広く周遊できる仕組みとすること。
- ⑤ 市外・県外からの参加者も継続的に楽しめるよう、地域的なハンディキャップに配慮した工夫を盛り込むこと。
- ⑥ 飲酒を過度に推奨、促進する内容としないこと。

(2) キャンペーン運営システム等の構築

受託者は企画内容に応じて必要なシステム又は運営環境を手配または構築すること。

なお、次の事項を参考に提案すること。

- ① スマートフォンを利用して参加可能であること。
- ② アプリダウンロードを必須としない方式を基本とする。
- ③ キャンペーン実施期間中に、イベント等の追加に応じて対象スポット又はミッションを追加できる仕組みが望ましい。
- ④ ランキング機能など、参加者が他の参加者の達成状況や順位を web 上でリアルタイム(日次、週次も可)で確認できる機能を有すること。
- ⑤ 不正防止対策を講じること。
- ⑥ 20歳未満の者が参加できないような対策を講じること。

(3) データ収集及び分析

キャンペーン実施に伴い取得できるデータ(参加者属性、周遊先等)について集計するとともに、市内経済への波及効果分析(推計値)を行うこと。

(4) 周知・PR

- ・ キャンペーンの参加促進を図るため、紙媒体及び web による広報及びPRを実施すること。
- ・ 受託者は以下を制作し、必要に応じて梱包及び発送を行うこと。
- ・ 制作物の規格及び数量は委託者と協議のうえ決定する。
 - ① ポスター
 - ② チラシ
 - ③ 参加施設向け掲示物
 - ④ SNS用画像
 - ⑤ Web掲載用素材

(5) 賞品の調達及び発送

- ・ 受託者は、委託者と協議のうえ決定した賞品について、調達、対象者の抽出、対象者への連絡、梱包、発送及び発送管理を行うこと。
- ・ 酒類を賞品とする場合は、20歳未満の者に提供されないよう、年齢確認その他必要な措置を講じること。

(6) 事務局対応

受託者は、以下に掲げる事務局業務を行うこと。

- ・ 参加者からの問い合わせ対応
- ・ 参加施設からの問い合わせ対応
- ・ 実績データの集計
- ・ 参加施設への運営支援
- ・ 委託者への実施状況報告

7. 成果物

(1) 実績報告書

本業務の実施結果を取りまとめた実績報告書を作成し、提出すること。

実績報告書には、キャンペーン実施概要、参加状況、参加者属性、周遊状況、優良参加者の分析、周遊先別の実績、ポイント等の達成状況、市外・県外参加者の分析、経済効果の分析、広報実績、賞品発送実績、課題及び次年度以降に向けた提案を含めること。

(2) 広報制作物一式

本業務において制作したチラシ、ポスター、参加施設向け掲示物、SNS用画像、Web掲載用素材その他周知・PRに使用した制作物について、完成データ及び現物を提出すること。

(3) オリジナルノベルティ等のサンプル

本業務においてオリジナルノベルティ、賞品用制作物、参加者配布物等を制作した場合は、完成品のサンプルを提出すること。

(4) 実績データ一式

参加者属性、周遊先別訪問数、参加者別周遊実績、ポイント獲得状況又は達成状況、アンケート結果、広報実績等について、委託者が今後の分析及び施策検討に活用できる形式で提出すること。

8. 納品場所

「越後長岡」観光振興委員会事務局（長岡市観光課内）

9. その他

(1) 受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

(2) 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、利用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

(3) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は委託者と協議すること。